

貯水槽水道の衛生管理

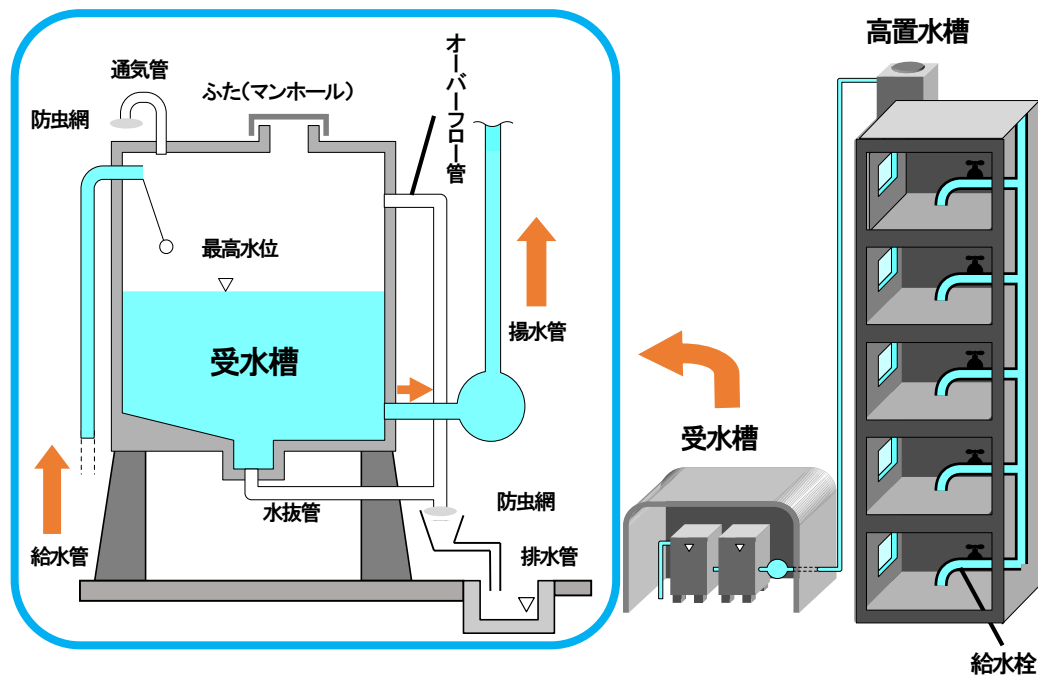
～ 貯水槽水道の設置者様へ ～

貯水槽水道とは

マンションやビル等で水道事業者が供給する水をいったん受水槽に貯めてから給水する施設を貯水槽水道といいます。

受水槽に入る前の水は水道事業者の管理責任となりますが、受水槽から蛇口までは、貯水槽水道の設置者が責任をもって管理することとなっています。

貯水槽水道の構造



貯水槽水道の種類

① 簡易専用水道（水道法）

受水槽の有効容量が10^mを超えるもの

② 小規模貯水槽水道（綾瀬市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例）

受水槽の有効容量が10^m以下のもの

※一戸の住宅に供給するもの及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）」に規定する特定建築物に供給するものを除きます。

市役所への届出

● 設置（給水開始）した時

設置者（所有者）は、設置（給水開始）をした時は、設置届（給水開始届）の様式により届け出てください。

● 届出事項に変更があった時

設置届（給水開始届）に記載した事項（建築物の名称、設置者の住所及び氏名等）に変更が生じた時は、変更届の様式により届け出てください。

● 廃止した時

廃止した時は、廃止届の様式により届け出てください。

※届出様式は市役所で入手していただくか、綾瀬市ホームページの申請書ダウンロードサービスもご利用になれます。

※簡易専用水道、小規模貯水槽水道で様式が異なりますので、ご不明な点は下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

綾瀬市 環境保全課 環境保全担当

電話番号：0467-77-1111（代表）・0467-70-5619（直通）

FAX：0467-70-5704

〒252-1192 綾瀬市早川550

貯水槽の衛生管理

1 検査機関による検査（法定検査）

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上定期的に、水道法に基づく国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関の検査を受けることが法令で義務付けられています。また、受水槽の有効容量が8m³を超える小規模貯水槽水道の設置者は、毎年1回以上定期的に、市の登録（指定）検査機関の検査を受けることが市条例で義務付けられています。

法定検査の内容

- ① 受水槽及び高置水槽の点検やその周辺の状態についての検査
- ② 給水栓における水の臭気、味、色、濁り及び残留塩素等水質の検査
- ③ 貯水槽の清掃及び日常点検等の種類の確認

※法定検査の結果、検査機関から特に衛生上問題があると指摘された場合は、速やかに必要な対策を講じるとともに市役所に報告してください。

簡易専用水道・8m³を超える小規模貯水槽水道の検査機関

(令和8年4月1日現在)

(一社) 神奈川県保健協会	☎ 045-661-0975
(一財) 北里環境科学センター	☎ 042-778-9208
(公財) 神奈川県予防医学協会	☎ 045-773-6444
(一財) 東京顕微鏡院	☎ 042-525-3186
よこはま環境センター(株)	☎ 045-439-3320
(一社) 神奈川県貯水槽協会	☎ 0467-83-0605
(株) 江東微生物研究所	☎ 03-3671-5941
(株) 日本分析	☎ 03-5914-4431
東京環境衛生(株)	☎ 03-3442-4600

※簡易専用水道は他にも検査機関があります。国土交通省ホームページの簡易専用水道検査機関登録簿をご覧ください。

2 水槽の清掃

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の水槽（受水槽や高置水槽など）の清掃は、毎年1回以上定期に行うことが、法令等で義務付けられています。

なお、安全かつ確実に行うため、専門業者に依頼することをお勧めします。最寄りの業者が不明の場合、次の貯水槽清掃関係団体にお問い合わせください。

(一社) 神奈川県ビルメンテナンス協会	☎ 045-641-2802
(公社) 神奈川県生活水保全協会	☎ 045-830-5720
(公社) 全国建築物飲料水管理協会	☎ 03-3502-0785
(一社) かながわ貯水槽管理協会	☎ 045-370-8020

3 施設の点検

法定点検とは別に施設の点検を月1回定期的に実施し、記録を残しておきましょう。大雨や台風の後等は随時点検しましょう。

点検の内容

- 貯水槽に亀裂、破損がないか。
- 貯水槽内部に汚水、沈でん物、鳥や動物の死骸等がないか。
- 貯水槽の蓋が密封され、施錠されているか。
- 通気管やオーバーフロー管の開口部の防虫網の破損がないか。
- 施設の周囲が整理整頓され、清潔に保たれているか。
- その他、配管やバルブ等に異常はないか。

4 水質の点検

- ① 毎日、透明なコップに蛇口から水を探り、色、濁り、臭い、味、異物の有無を点検しましょう。
- ② 週に1回以上、蛇口からの水で遊離残留塩素を測定し、記録に残しておきましょう。遊離残留塩素は0.1mg/L以上検出される必要があります。

5 書類等の管理

設備の配置及び系統等の図面は永年保存し、法定検査や貯水槽の清掃記録、施設や水質の点検記録については3年間保存しましょう。

(令和8年4月更新)